



手続き・申請

奨学生を募集します

教育委員会学校教育課 ☎58・2111（内線7109）

市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成30年度奨学生を募集します。

▼奨学生の種類

【A】つくばみらい市奨学生

【B】つくばみらい市高等学校奨学生

※【A】、【B】いずれの記載もないものは共通の事項です。

▼申請資格は次の(1)～(4)のすべてを満たす方

(1)本市市民の被扶養者で、次の【A】または【B】に該当する方

【A】：専修学校（専門課程）、短期大学、大学に進学または在学する方

【B】：高等学校、高等専門学校に進学または在学する方

(2)【A】：身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方

(3)確実な連帯保証人を付すことができる方

(4)奨学金に類するほかの学費の貸与を受けていない方

▼貸与月額【A】：月額3万円／

【B】：月額2万円

【B】：月額2万円

▼貸与期間は平成30年4月～在学する学校の正規の修業期間

▼募集期間は2月13日（火）～5月11日（金）

▼申請手続きは申請を希望する方は、次の①～⑤の書類を学校教育課へ提出してください。

各申請書様式は、市ホームページからダウンロードでき

ます。

①奨学金貸付申請書

②奨学金貸与申請者推薦調書

※新入生は、卒業した学校で作成してもらってください。

③在学証明書（平成30年度在学する学校）

④住民票（家族全員記載のもの）

⑤前年の収入を証明するもの（主たる家計支持者）



手続き・申請

就学援助制度のお知らせ

教育委員会学校教育課

☎58・2111（内線7109）

市では、小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学が困難な方に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または学校教育課にご相談ください。

▼対象者

(1)児童扶養手当を支給されている方

(2)非課税世帯の方

(3)世帯全員の所得合計額が基準以下の方などで、市税などの滞納が無い方

▼援助の内容は学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費など

※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▼申請方法は申請書および確認同意書に記入・押印の上、お

新入学学用品費の入学前支給が始まります

就学援助のうち、新入生を対象とした新入学用品費について、支給時期が入学前に変更となりました。

▼入学前支給対象者：平成30年度新入生の保護者のうち、前述の就学援助の対象となる方で、平成30年1月1日に市内に住所がある方

▼援助の内容は新入学用品費

○小学校：4万6000円

○中学校：4万7400円

▼申請方法は申請書および確認同意書に記入・押印の上、学校教育課へ提出してください（郵送可）。申請書類は学校教

育課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申請期限は2月28日（必着）

▼その他は1月下旬発送の就学通知に、新入学用品費の入学前支給について、案内を同封しています。詳しくはそちらをご覧ください。

▼奨学金の返還は奨学金は無利子です。貸与を受けた全額を次の期間内に返還していただきます。

【A】：卒業した日の属する月の翌月から10年以内

【B】：卒業した日の属する翌月から起算して6月を経過した後15年以内

（参考）平成29年度認定基準表

世帯構成	所得基準 (持ち家あり)	所得基準額 (持ち家なし)
小学生、母	165万円	238万円
小学生2人、父、母	280万円	350万円
小学生、父、母、祖母	267万円	338万円

※世帯の構成人数や年齢などにより基準は異なるので、表はあくまでも目安の金額です。

平成30年第1回市議会定例会日程のお知らせ

期日	会議	内容
2月 28日(水)	本会議	開会、議案の上程および説明
3月 2日(金)	本会議	一般質問
3月 5日(月)	本会議	一般質問、議案の委員会付託
3月 6日(火)	委員会	総務常任委員会
3月 7日(水)	委員会	教育民生常任委員会
3月 8日(木)	委員会	経済常任委員会
3月 12日(月)	委員会	予算特別委員会
3月 14日(水)	委員会	予算特別委員会
3月 15日(木)	委員会	予算特別委員会
3月 20日(火)	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程などは変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の7日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

問 谷和原庁舎議会事務局 ☎58 - 2111（内線6201）